

令和3年 第2回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和3年2月17日（水） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名
田村市農地利用最適化推進委員19名のうち18名

1 番	白土 中委員	2 番	先崎保彦委員	3 番	石井清吉委員
4 番	新田耕司委員	5 番	三田勝一郎委員	6 番	渡邊幸蔵委員
7 番	石井宗吉委員	8 番	白岩幸一委員	9 番	安藤末男委員
10 番	壁谷和男委員	11 番	佐久間嘉彦委員	12 番	佐藤伸夫委員
13 番	石井林一委員	14 番	三浦善治委員	15 番	宗形武夫委員
16 番	國分貴市委員	17 番	松本裕治委員	18 番	吉田修一委員
19 番	村上好徳委員				

① 番	佐藤政一委員	② 番	蒲生喜弘委員	④ 番	渡部秀夫委員
⑤ 番	石井正人委員	⑥ 番	渡辺堅一委員	⑦ 番	吉田伸一委員
⑧ 番	松本洋一委員	⑨ 番	石井正志委員	⑩ 番	渡辺 元委員
⑪ 番	鈴木恒公委員	⑫ 番	橋本清隆委員	⑬ 番	齋藤 実委員
⑭ 番	伊藤博之委員	⑮ 番	渡辺登喜男委員	⑰ 番	吉田正人委員
⑱ 番	吉田丈利委員	⑲ 番	佐藤円治委員	⑳ 番	佐藤政一委員

4. 欠席委員 ⑱番 石井利夫委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	遠 藤 浩 一
主任主査（庶務担当）	三 浦 幹
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

14番 三浦善治 委員

15番 宗形武夫 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

9. 会議の経過概要 （開会 午後1時30分）

事務局	<p>皆様、本日全員お集まりいただきましたので、定刻より10分ほど早いですが、総会を始めさせていただきます。皆様には何かと御多用の中、御出席いただき誠に有難うございます。それでは総会を進めさせていただきます。本日都合により欠席の届出がございましたのは、⑩番石井利夫推進委員であります。ただいまより令和3年田村市農業委員会第2回総会を始めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。</p>															
会長	<p>皆様、どうもご苦勞様でございます。このところ寒波が続いている中で作業ご苦勞様でございます。さて私達は今期任期3年間の最後の会合となりました。皆様には大変ご苦勞をかけた3年間であったと思います。大変感慨深いものがありますが、今日はその締めくくりの総会となりますのでどうぞよろしくお祈いします。</p>															
事務局	<p>これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長をお願いを致します。よろしくお祈いします。</p>															
議長	<p>本日の案件は、</p> <table border="0" data-bbox="383 952 1516 1243"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>令和3年度農作業労働賃金標準額の決定について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>以上36件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>農業委員総数19名、うち出席委員19名、欠席委員なし、農地利用最適化推進委員19名、うち出席委員18名、欠席委員1名、よって総会は成立致します。</p> <p>次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p> <p>出席委員</p> <p>異議なし。</p> <p>議長</p> <p>異議なしと認め、14番三浦善治委員、15番宗形武夫委員を指名致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から10番までについて事務局説明願います。</p> <p>議長</p> <p>整理番号1番から10番までについて、議案書朗読、説明。</p>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	10件	議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	8件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	2件	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	15件	議案第5号	令和3年度農作業労働賃金標準額の決定について	1件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	10件														
議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	8件														
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	2件														
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	15件														
議案第5号	令和3年度農作業労働賃金標準額の決定について	1件														

<p>出席委員</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なし。</p>
<p>3番委員</p>	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から2番までについて、3番石井清吉委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>3番石井です。整理番号1番から2番までの案件について調査結果を報告します。14日に譲受人と現地に案内いただき調査を行って確認してまいりました。自分の田に隣接をしているという事で何とか売買をしていただきたいとの話でありました。整理番号2番につきましてやはりこの案件も譲受人が小作をしていたところですが、譲渡人からどうしても売買していただきたいとの話があり、これも話がまとまったので何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様のご慎重審議をよろしく申し上げます。以上ご報告いたします。</p>
<p>5番委員</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>5番三田です。整理番号3番について報告致します。14日に設定人と被設定人と渡辺推進委員と私の4名で確認をしました。先ほどの説明の通り面積がゼロですが何ら問題ないものと見てまいりました。以上ご報告いたします。</p>
<p>6番委員</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について、6番渡邊幸蔵委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>会長</p>	<p>6番渡邊です。整理番号4番について報告いたします。先週の13日に譲渡人はいわき市在住なので電話で確認をしました。譲受人と松本推進委員と私の3名で確認をしました。現地は譲受人の住宅の前にあり、耕作条件を良くするためなので提出書類等何ら問題ないものと見てまいりました。皆様のご慎重審議よろしくお願い致します。以上です。</p>
<p>7番委員</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番について7番石井宗吉委員ご報告をお願いします。</p> <p>7番石井です。整理番号5番について報告します。14日の午前より私と石井推進委員と譲渡人の奥さんと譲受人の4名で現地調査をしてまいりました。所有権の移転という事であり耕作条件向上のためであり、申請通り何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様</p>

議 長	の慎重審議よろしく申し上げます。以上です。
8 番委員	<p>ありがとうございました。次に整理番号 6 番から 7 番について 8 番白岩幸一委員ご報告をお願いします。</p>
	<p>8 番白岩です。整理番号 6 番・7 番について報告します。最初に 6 番ですが、14 日の午前中に渡辺推進委員と私と譲渡人と譲受人の 4 名で現地確認をしました。現地は約 40 年前に地区の公民館代替地になっており、当時のまま登記をしなかったのが今回の申請になったわけであります。特に問題ないものと見てまいりました。整理番号 7 番であります。こちらも 14 日の午前中で譲渡人と譲受人と渡辺推進委員と私の 4 名で確認をしました。現地は譲渡人が耕作を行っておらず、また譲受人の農地の上と下になっていて、今回の売買の話になり何ら問題ないものと見てまいりました。以上で報告を終わります。</p>
議 長	
14 番委員	<p>ありがとうございました。次に整理番号 8 番について 14 番三浦善治委員ご報告をお願いします。</p>
	<p>14 番三浦です。整理番号 8 番について報告します。1 月のもれてしまった案件であり、2 月に追加してやむを得ない事情でありましたので、何ら問題ないものと見てまいりました。よろしく申し上げます。</p>
議 長	
18 番委員	<p>ありがとうございました。次に整理番号 9 番について 18 番吉田修一委員ご報告をお願いします。</p>
	<p>18 番吉田です。整理番号 9 番について報告します。譲渡人の父と譲受人と吉田推進委員とこの農地は山口地区の圃場整備が行われるという事で、譲受人が規模拡大のためと見てきたので委員の皆様の慎重審議をお願いします。</p>
議 長	
⑰番推進委員	<p>ありがとうございました。次に整理番号 10 番について⑰番吉田正人推進委員ご報告をお願いします。</p>
	<p>⑰番吉田です。整理番号 10 番について調査報告します。譲渡人宅へ 14 日に村上会長とともに伺いました。この案件は親子関係で高齢になり贈与との事で何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	
1 番委員	<p>ありがとうございました。以上で、整理番号 1 番から 10 番まで事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
	<p>1 番白土です。整理番号 3 番についてお聞きしたいのですが、譲受人は農地を持っていないようですが、実際に農業を営むのでしょうか。</p>

5 番委員	5 番三田です。実際に農業を行うと聞いてまいりました。以上です。
議 長	1 番白土委員、どうですか。了解でしょうか。
1 番委員	了解しました。
議 長	他にどうですか。
4 番委員	4 番新田です。整理番号 1 0 番の案件ですが、親子関係であります。耕作面積は譲受人の面積はゼロになるのではないのでしょうか。
1 7 番委員	1 7 番松本です。私もこの整理番号 1 0 番で譲受人の耕作面積はゼロなのかと思います。どうでしょうか。
議 長	事務局説明願います。
事務局	大変失礼いたしました。譲受人の耕作面積はゼロと修正願います。
議 長	他にございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。
出席委員	本案について申請の通り許可することにご異議ありませんか。
議 長	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。
議 長	よって議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」の整理番号 1 番から 1 0 番については、申請の通り許可する事に決定いたしました。
議 長	以上をもちまして 1 号議案は終了します。
議 長	次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号 1 番から 8 番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号 1 番から 8 番について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。

<p>出席委員</p> <p>議長</p>	<p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>3番委員</p> <p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から2番について、3番石井清吉委員ご報告願います。</p> <p>3番石井です。整理番号1番と2番について関連がありますので併せて調査結果を報告いたします。12日に午前中ですが委任されている行政書士の担当と現地調査をしました。所有者の娘が結婚をして次女と三女の住宅2棟を同時に建てるという事で確認をしてまいりました。排水などは市道の側溝に持って行くので何ら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
<p>6番委員</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、6番渡邊幸蔵委員ご報告をお願い申し致します。</p> <p>6番渡邊です。整理番号3番について報告します。13日に譲渡人が譲受人にお願いしたいとの事で話がありました。私と松本推進委員の3名で確認をしました。現地は譲受人の住宅から排水のパイプを畑に埋設して10年以上前に利用していたという事でした。今回このパイプが細いために太いパイプを埋設したいという事で申請がありました。その申請がわからなかったという事で、提出書類の中に顛末書をつけて、今回手続きをしたという事でした。譲渡人の農地に迷惑をかけないという事で今回提出されました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上報告をします。</p>
<p>9番委員</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番から8番までについて、9番安藤末男委員ご報告をお願い申し致します。</p> <p>9番安藤です。整理番号4番から8番まで調査報告をします。すべて、行政書士が立ち会っていただきました。まず4番の案件ですが周辺に建物がたちならび周辺に影響はないと考えられます。整理番号5番ですが、会社に小さい重機を置きたいとの事で周辺は宅地であり何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号6番の案件ですが資材置場ですが、農地の一番下の部分であり上の農地に影響はないものと見てまいりました。整理番号7番・8番につきまして内容的なところは同じであり、田んぼに入る進入路が必要であり周辺農地に特に影響を与えるものではないと見てまいりました。以上で報告を終わります。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から8番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして2号議案は終了します。 次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、6番渡邊幸蔵委員ご報告願います。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号1番についてご説明します。先週の13日、譲渡人、譲受人とも委任状がありまして、行政書士の担当者と松本推進委員と私で現地確認をしてまいりました。現地は北側が山林になっております。隣接している畑があるのですが、そちらの畑が以前に提出してある太陽光パネルが設置されている状況であり何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い</p>

9 番委員	<p>します。</p> <p>9 番安藤です。整理番号 2 番の案件について報告します。1 3 日に確認してまいりました。委任されている行政書士の担当者と確認しました。現地は一段高いところにありまして、その下に農地があるのですが、太陽光パネルは草を刈ったぐらいで土砂の流出はないものと見てまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	
議長	<p>質疑なし。</p>
出席委員	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 3 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」の、整理番号 1 番から 2 番については、原案の通り許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして 3 号議案は終了します。</p> <p>次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。</p> <p>それでは、整理番号 1 番から 4 番について、事務局説明願います。</p>
議長	<p>「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号 1 番から 4 番の議案書を朗読、説明。</p>
出席委員	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
議長	<p>質疑なし。</p>
出席委員	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から4番については、原案の通り意見決定致しました。</p> <p>次に整理番号5番から11番について議題とします。本案については、⑫番橋本清隆推進委員が関係する議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与の制限があることから⑫番橋本清隆推進委員の退場を求め審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、⑫番橋本清隆推進委員の退場を求めます。暫時休議いたします。</p> <p>～ 橋本推進委員 退席 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>それでは、整理番号5番から11番について、事務局説明願います。</p>
事務局	「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号5番から11番の議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号5番から11番については、原案の通り意見決定致しました。審議を終了しましたので、⑫番橋本清隆推進委員の入場を許可します。</p> <p>ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 橋本推進委員 入室 ～</p>

議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>⑫番橋本推進委員にご報告いたします。議案第4号についての整理番号5番から11番について申し出の通り計画を定めることについて「適当」とであると意見決定いたしました。</p>
⑫番推進委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に整理番号12番から15番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号12番から15番の議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号12番から15番については、原案の通り意見決定致しました。</p> <p>以上をもちまして第4号議案は終了いたします。</p> <p>次に議案第5号「令和3年度農作業労働賃金標準額の決定について」について議題と致します。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号「令和3年度農作業労働賃金標準額の決定について」を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号「令和3年度農作業労働賃金標準額の決定について」については、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして5号議案は終了致します。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第2回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14:30</p>

令和3年2月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人